

週40時間労働制の実施に当たっては、これに対応した工期の設定と積算の実施が不可欠である。建設省直轄工事においては、平成4年度より既に、4週8休制を見込んだ工期を設定することとしてきたところである。

今後は、建設現場における労働時間の短縮が円滑に進められるよう、週40時間労働制に対応した工期の設定と積算を実施する。

工事の発注に際しては、工事の施工に当たって制約となる諸条件を明示するとともに、可能な場合、余裕期間を見込んだ工期設定の活用を図る。また、悪天候による不稼働日の増加等、予期せざる事態が発生した結果、工期の遵守が困難となった場合には適切な契約変更を行う。

## (2) 建設現場における生産性の向上のための取組

週40時間労働制への円滑な移行のためには、建設現場での効率的な作業の実現を通じての生産性を向上させることが特に重要である。

このため、総合工事業者と専門工事業者とが、変形労働時間制等の建設現場における労働時間の設定、工程、工事手順、施工方法等について互いに協力して調整しつつ効率的な施工を行うための打ち合わせの体制の整備、機会の確保を促進する。

また、官民共同による新技術・新工法の開発、民間が独自に開発した新技術・新工法の積極的な採用、工作物のプレキャスト化等の技術の開発・活用を推進するとともに、標準設計化、工事関係書類の簡素化等のソフト面の業務の合理化を図る。

さらに、悪天候等自然的条件に左右されず、計画的な施工が可能となる全天候型施工法の開発等を推進する。

## (3) 工事の平準化の実施

労働時間の短縮に伴い、週休日が増加すれば、現場で多くを占める日給制、日給月給制賃金による労働者の収入の減少を招きかねないことが、週40時間労働制移行への大きな障壁の1つとなっていた。こうした課題に対応し、安定した賃金・雇用形態の導入を促進し、週40時間労働制を実現するためには、工事の平準化を進めることにより、工事量の変動を緩和することが有効と考えられる。

このため、計画的発注に努めるとともに、ゼロ国債等の国庫債務負担行為の積極的な活用を推進するほか、都道府県及び市町村に対して、ゼロ県債等のより一層の活用を要請し